

主 文

- 1 被告は，原告 A に対し，7 1 7 8 万 2 0 2 0 円及びこれに対する平成 9 年 5 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告 B 及び原告 C に対し，各 7 0 万円及びこれらに対する平成 9 年 5 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを 1 0 分し，その 3 を原告らの負担とし，その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は原告勝訴の部分に限り仮に執行することができる。

事実及び理由

第 1 請求

- 1 被告は，原告 A に対し，1 億 1 0 0 0 万円及びこれに対する平成 9 年 5 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告 B 及び原告 C に対し，各 5 5 0 万円及びこれらに対する平成 9 年 5 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は，被告運転の普通乗用自動車原告 A 運転の自転車に衝突して原告 A が負傷した事故につき，原告 A 並びにその父母である原告 B 及び原告 C が，被告に対し，民法 7 0 9 条及び自賠法 3 条に基づき，損害賠償を請求した事案である。

1 争いのない事実等

(1) 事故の発生（争いが無い。）

下記の事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

記

日時 平成 9 年 5 月 6 日午後 5 時 4 0 分ころ

場所 岡山県倉敷市 g h 番地 i 先市道上（以下「本件事故現場」という。）

甲車両 普通乗用自動車（登録番号・省略「被告車両」という。）

運転者 被告

乙車両 自転車（登録番号・省略，以下「原告A車両」という。）

運転者 原告A

事故態様 本件事故現場において被告車両が原告A車両に衝突した。

(2) 原告Aの治療経過（争いがない。）

原告Aは，本件事故により，脳挫傷，びまん性軸索損傷等の傷害を負い，平成9年5月6日から同年8月15日までの間，川崎医科大学附属病院に入院し，その後も，通院治療を受けたが，平成10年1月28日から同年2月4日までの間，再び上記病院に入院し，その後，通院治療を受けた（入院日数102日，実通院日数17日）。

(3) 原告Aの症状固定等（争いがない。）

原告Aは，平成10年6月23日ごろに症状固定し，その後，自動車保険料率算定会調査事務所において自賠責保険に用いられる後遺障害等級表5級に該当する旨の認定を受けた。

(4) 被告の責任原因（争いがない。）

被告は，被告車両を運転し，本件事故現場の交差点を東から西へ直進するに当たり，前方を注視すべき義務があるのにこれを怠り，そのまま進行した結果，同交差点を南から北へ直進中の原告車両に自車を衝突させた。

被告は，被告車両の所有者である。

(5) 損害の填補（保険会社からの支払分につき乙1ないし9 書証については枝番を含む。以下同じ。 ，その余について弁論の全趣旨。）

原告Aは，本件事故に関し，被告の保険会社から，199万9680円，被告から，70万円の合計269万9680円の支払を受けた。

2 争点

(1) 原告Aの後遺障害の程度

(原告らの主張)

後遺障害等級事前認定票(甲3)等によれば、原告Aは、自算会調査事務所において自賠責保険に用いられる後遺障害等級表5級に該当する旨の認定を受けているところ、この等級は、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものをいうとされ、これは、神経系統の機能障害による身体能力の低下又は精神機能の低下のため、独力では一般人の4分の1程度の労働能力しか残されていない場合と解されている。

しかし、原告Aは、びまん性軸索損傷等の傷害を負い、運動機能障害、高次脳機能障害、記憶障害を有し、外傷性のてんかんを発症している。

また、原告Aには、パニック障害をいつ惹起するかとの不安がつきまとい、単独行動での社会生活は危険と不安があり、このような症状からすれば、現実問題として、企業が原告Aを雇用することは考え難く、内職等についても、常時付添いがないければ適切な作業ができないばかりか、器物を破損することも考えられるところである。このように、原告Aは、周囲の協力で支えられて何とか生活を維持している状態であり、就労については具体的かつ重大な不安を呈する精神的異常が継続しており、しかも、それは今後の憎悪が危惧されるものである。

したがって、原告Aの状態にかんがみれば、常時付添いがないければおよそ労働は不可能であり、後遺障害等級3級に該当するものというべきである。

(被告の主張)

自動車事故による後遺障害等級の認定は、自算会の認定によってなされ、過去ないし現在にわたってこれにより運営されているところであるが、この認定は、厚生労働省労働基準局長通達の障害等級認定基準に準拠して行われ、これまでその認定を通じて法的安定性に寄与してきたところでもある。そして、自動車保険料率算定会の等級認定は、自賠責保険後遺障害等級5級2号

に該当するとされている。

原告Aの身体的症状は比較的軽微であり、しかも、その症状の改善は明らかであることからしても、自算会の等級認定は妥当なものである。

したがって、原告Aの症状にかんがみれば、後遺障害等級5級に該当するものというべきである。

(2) 原告らの損害額

(原告らの主張)

ア 原告Aの損害額

(ア) 入院雑費 15万3000円

(計算式)

$$1,500 \times 102 = 153,000$$

(イ) 入院中の付添費 102万0000円

(計算式)

$$10,000 \times 102 = 1,020,000$$

(ウ) 通院通学中の付添費 108万0000円

(計算式)

$$6,000 \times 180 = 1,080,000$$

(エ) 通院費 3万4000円

(計算式)

$$2,000 \times 17 = 34,000$$

(オ) 家庭教師代 30万5520円

(カ) 学費等 218万6115円

(キ) 諸雑費 46万6230円

(ク) 症状固定後の治療費 25万5000円

(ケ) 治療中の慰謝料 350万0000円

(コ) 後遺障害慰謝料 3000万0000円

(サ) 後遺障害による逸失利益 9652万4000円

原告Aは、本件事故当時、15歳の男子中学生であり、本件事故に遭わなければ、18歳から67歳までの49年間は稼働することができた。将来、賃金センサス531万2700円の収入を得る可能性があったのであるから、これを基礎として、後遺障害等級第3級の労働能力喪失率を100パーセントとし、中間利息の控除につきライプニッツ係数方式を用いて原告Aの逸失利益の現価額を算定すれば、9652万4000円(1000円未満切捨て)となる。

(計算式)

$$5,312,700 \times 100 / 100 \times 18.1687 = 96,524,852$$

(シ) 将来の介護料 4133万7000円

1日当たりの介護料を6000円、平均余命を59年とし、中間利息の控除につきライプニッツ係数方式を用いて原告Aの将来の介護料の現価額を算定すれば、4133万7000円(1000円未満切捨て)となる。

(計算式)

$$6,000 \times 365 \times 18.8757 = 41,33,7783$$

(ス) 弁護士費用 1000万0000円

よって、原告Aは、被告に対し、上記(ア)ないし(シ)の損害額小計1億7686万0865円のうち1億円及び(ス)の弁護士費用1000万円の合計1億1000万円並びにこれに対する本件事故日である平成9年5月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 原告B及び原告Cの損害額

(ア) 慰謝料 各500万0000円

(イ) 弁護士費用 各50万0000円

よって、原告B及び原告Cは、被告に対し、各550万円及びこれらに対する本件事故日である平成9年5月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

(被告の主張)

ア 原告Aの損害額について

(ア) 原告ら主張の損害のうち、(ア)ないし(ケ)については、必要性の有無ないし金額の多寡を争う。

(イ) (コ)については、後遺障害等級第5級を前提に算定されるべきである。

(ウ) (サ)についても、同等級を前提に算定されるべきである。

また、原告Aは、症状固定時15歳であったから、15歳から67歳までの52年間の労働能力喪失期間に相当するライプニッツ係数である18.418から、15歳から18歳までの3年間の就学期間に相当するライプニッツ係数である2.723を差し引いた15.695を基礎とすべきである。

さらに、18歳未満の未就労者の死亡事故における逸失利益計算に関する最高裁判例の趣旨に照らし、就労開始時期を後遺障害の症状固定日に置き換えた上、事故日から症状固定日までの期間分を割り戻して、事故時点における現価を認容額とすべきである。

イ 原告B及び原告Cの損害額について

原告らの主張は争う。

(3) 過失相殺の当否及び程度

(被告の主張)

被告は、時速60キロメートルの制限速度以下で、前方を注意しながら走行していたところ、原告晃正が突然自転車で走行してきたものであり、衝突の回避は不可能であった。

本件事故現場は、車両優先道路であって、被告には徐行義務がなく、しかも交通量が多いのであるから、原告昇正の方で自動車の走行に注意するのが基本である。

また、原告Aは、約192メートル先に信号機による交通整理の行われている交差点があるにもかかわらず、これを利用せず、さらに、ヘルメットを着用していなかった。

以上によれば、6割の過失相殺がなされるべきである。

(原告らの主張)

被告は、スリップ痕の長さ、普通乗用自動車の破損の程度からして、かなりの速度で走行していたと推測されるところ、本件交差点の見通しが悪いにもかかわらず、本件交差点から前方192メートル先の交差点の信号機に気をとられた結果、速度を落とさず、しかも前方を注視せず、漫然と進行したものである。

このように、本件事故は、被告の前方不注視・安全確認義務違反の重大な過失により生じたものであり、過失相殺はなされるべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)(原告Aの後遺障害の程度)について

ア 上記争いのない事実等に、証拠(甲8ないし12, 18, 43, 44, 56ないし59, 61, 90, 乙1ないし105, 原告本人B, 同C, 鑑定の結果)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(ア) 原告Aの臨床経過

原告Aは、平成9年5月6日、本件事故により、川崎医科大学附属病院に入院したが、意識レベルは、グラスゴー・コーマ・スケールで7点であり、右片麻痺及び左動眼神経麻痺を伴っており、び慢性軸索損傷と診断された。

原告Aは、入院後、過高熱を併発していたが、本件事故から約2週間後

に、ようやく自発的な開眼がみられ、約5週間後に、簡単な命令に従えるようになったものの、失禁状態が続き、摂取障害があり、経口摂取も水分の摂取程度にとどまっていた。

約6週間後に、リハビリテーションが開始されたが、この時点では、軽度ないし中等度の右痙性片麻痺のほか、知能の低下、理解力・注意持続力の低下、発動性の欠如及び衝動性性格等が認められた。

その後、リハビリテーションにより諸機能が徐々に回復していったものの、その程度は十分でなく、同年8月15日の退院時には、右不全片麻痺、右半身知覚障害、言語障害のほか、知能障害、理解力・注意持続力の低下、発動性の欠如、衝動性性格が残存した。

原告Aは、退院後、リハビリテーションの目的で通院しながら、家庭生活への順応を図っていたところ、平成10年1月28日から、急に会話のつじつまが合わなくなり、多弁となり、興奮性が高まり、怒り易くなり、異常行動がみられ、不穏状態となり、粗暴化等の症状が出現したため、川崎医科大学附属病院に再び入院し、施薬加療により症状が軽減した結果、同年2月4日に退院した。

(イ) 原告Aの現状

a 神経学的身体障害

原告Aは、軽度右不全片麻痺により、右手を使う微細な行動が拙劣であり、歩行・走行・バランスを伴う行動では障害が残るなど、行動や動作は全体的に敏捷性を欠き緩慢である。

また、原告Aは、右半身知覚障害により、とりわけ温度への順応障害がみられるほか、言語障害として、構音障害による不明瞭で緩慢な発語が認められ、輻輳障害として、注視運動、殊に近位凝視の障害がみられ、不定愁訴的症状として、頭痛、めまい、体調不良を訴えることが多い。

b 高次脳機能及び精神的機能の各障害

原告 A は、知能低下・記憶力の低下・近時記憶障害・見当識障害、判断力・認識力の低下、集中力・持続力の低下、環境認識力・環境変化への対応力の低下、ストレス負荷時の対応力の低下、易興奮性・易怒性・暴力的行動の増加等の人格変化、情緒不安定、被害妄想的言動、自発性の低下、自己中心的及び着衣失行等の状態がみられる。

(ウ) 原告 A に対する検査結果

a 高次脳機能検査

平成 12 年 6 月 22 日及び同月 26 日に施行された高次脳機能検査では、まず、WAIS-R において、知能指数は 79 で、境界線ないし平均より下のレベルに相当し、簡単な作業は比較的良好な成績を修めることができるが、問題が複雑化するに従って成績は低下する傾向にある。

また、ウエクスラー記憶テスト改訂版・WMS-R においては、一般的記憶は著明に低下し、論理的記憶は全くできない状況にある。

さらに、ミネソタ他面人格目録・MMPI においては、衝動統制の悪さ、不安・緊張感の高揚及び落ち着きの欠如、身体に対する懸念をもち、時として妄想や思考混乱の傾向、融通がきかないとか、社会的適応の悪さが認められる。

b 脳機能検査

平成 10 年 2 月 3 日の脳波検査において、基礎波の 波は徐波化し、間歇的に大きな徐波が混入するなど、全般的に徐波の混入が認められ、平成 12 年 6 月 8 日の脳波検査では、両側前頭葉に振幅の低下、連続性の低下、軽度の徐波傾向等の変化が特に過呼吸後にみられる。

また、同月 13 日の MR スペクトロスコピーでは、両側の海馬領域において、N アセチルアスパラテート (NAA) の低下がみられ、殊に右海馬領域では、正常値に比べて著明な低値が示された。

c 脳画像診断学的検査

(a) C T

平成9年5月6日のC Tでは、後頭蓋窩くも膜下腔と脳幹周囲脳槽の外傷性くも膜下出血が認められ、両側前頭葉内には小出血巣が複数存在していた。

同月9日のC Tでは、後頭蓋窩くも膜下腔と脳幹周囲脳槽の外傷性くも膜下出血は消退傾向にあったが、両側側脳室内にニボー形成がみられた。また、両側前頭葉内の小出血巣は複数存在したままであり、左後頭葉内に淡い小出血巣が認められた。

同月16日のC Tでは、後頭蓋窩くも膜下腔と脳幹周囲脳槽の外傷性くも膜下出血は更に消退傾向にあり、両側側脳室内のニボー形成も消失し、両側前頭葉内の小出血巣は低吸収域となり、左後頭葉内の淡い小出血巣も消失していた。

同月26日のC Tでは、外傷性くも膜下出血は消失したが、両側前頭葉内の低吸収域は残存していた。

同月27日のC Tでは、両側前頭葉内の低吸収域は減退傾向を示していたが、脳の側脳室や脳溝の拡大傾向がみられ、脳の萎縮傾向が認められた。

同年8月6日のC Tでは、脳の萎縮傾向は更に増強し、左前頭葉内の低吸収域が残存していた。

平成10年8月6日のC Tでは、側脳室や脳溝の拡大傾向が更に強まり、脳の萎縮傾向が一層進行しているのが認められた。

(b) M R I

平成9年5月12日のM R Iでは、後頭蓋窩くも膜下腔と脳幹周囲脳槽の外傷性くも膜下出血が認められ、両側前頭葉内には小出血巣が複数存在していたほか、橋左側に小出血巣がみられた。

同月30日のM R Iでは、両側前頭葉内の小出血巣が複数残存し、

橋左側の小出血巣も認められたほか、両側脳室間の出血巣と右後頭部の硬膜下血腫が出現していた。更に、側脳室や脳溝の拡大傾向がみられ、脳の萎縮傾向が認められた。

同年6月30日のMRIでは、右後頭部の硬膜下血腫は縮小傾向にあったが、右前葉部に硬膜下血腫がみられたほか、脳の萎縮傾向は若干進行していた。両側前頭葉内と橋左側の小出血巣の所見は前回とほぼ同様であった。

同年8月2日のMRIでは、右後頭部と右前葉部の硬膜下血腫はほぼ消失したが、脳の萎縮傾向は引き続き認められた。

同年11月15日のMRIは、前回とほぼ同様の所見であった。

平成12年6月13日のMRIでは、脳萎縮は脳・脳幹・小脳を含み、その程度は脳深部組織に強いが、脳表も萎縮しており、脳全体にわたり年齢不相応な顕著な脳萎縮が認められた。

イ 原告らは、原告Aの後遺障害は、自賠責保険に用いられる後遺障害等級表第3級に該当すると主張し、被告は、同等級表第5級に該当すると主張する。

これについて、鑑定人Eは、原告Aの臨床経過、原告Aの神経学的身体障害並びに高次脳機能及び精神的機能の各障害の現状、原告Aに対する各検査結果等を総合的に評価した結果、原告Aの後遺障害は、自賠責保険に用いられる後遺障害等級表第3級に該当するとの鑑定意見を提出している(以下「E鑑定」という。)

ウ すなわち、E鑑定は、「急性期ないし亜急性期のCT及びMRIの各所見は、頭蓋内に広範に強度の外傷が加わったことをうかがわせることに加え、原告Aの臨床経過の所見は、受傷直後から長期にわたって意識障害が持続し、自律神経症状が発現したことを示している。また、原告Aに対する脳波検査によれば、前頭葉の機能低下がみられ、MRスペクトロスコピーでは、両側の海馬領域のNAAが低下していることが認められる上、亜急性期ないし慢

性期のMRI所見によれば、脳萎縮は、大脳だけでなく、脳幹と小脳に及び、脳全体にわたっているが、とりわけ大脳前頭葉と大脳深部組織に顕著である。これらの事実を総合考慮すると、原告Aの頭部外傷は、いわゆるび慢性軸索損傷と診断される。このことは、原告Aの神経学的身体障害として、軽度右不全片麻痺、右半身知覚障害及び輻輳障害が認められることや、高次脳機能及び精神的機能の各障害として、知能低下・記憶力の低下・近時記憶障害・見当識障害、判断力・認識力の低下、集中力・持続力の低下、環境認識力・環境変化への対応力の低下、ストレス負荷時の対応力の低下、易興奮性・易怒性・暴力的行動の増加等の人格変化、情緒不安定、被害妄想的言動、自発性の低下、自己中心的及び着衣失行等の状態がみられることから首肯できるものである。そして、原告Aの神経学的身体障害並びに高次脳機能及び精神的機能の各障害の現状が就学ないし就労に及ぼす影響を検討するに、神経学的身体障害については、日常生活に多大な影響を及ぼすには至っていないが、行動の程度と範囲を広げるには相当程度の制限を強いられるほか、高次脳機能及び精神的機能の各障害のうち、知能低下・記憶力の低下・近時記憶障害・見当識障害、判断力・認識力の低下、集中力・持続力の低下、自己中心的等の状態は、日常生活で多大な支障をきたすことは容易に想像でき、環境認識力・環境変化への対応力の低下、ストレス負荷時の対応力の低下、易興奮性・易怒性・暴力的行動の増加等の人格変化、情緒不安定、被害妄想的言動等の状態は、集団での行動や社会生活への適応等の面で問題があり、社会の中で独立した生活を営むことは困難と考えられるところ、特に人格変化につながる精神障害が重要であり、易興奮性・易怒性・暴力的行動の増加等の人格変化が家族や社会の負担になり、家族適応や社会適応を困難にするものと思われる。これらに加えて、原告Aについては、上記のとおり、脳萎縮の程度が年齢不相応に非常に高度であり、かつ、現在も脳萎縮の進行性が示唆されていることを併せ考えると、原告Aの現状は、今後回復の可能性は非

常に少なく、更に進行する可能性が高いと危ぐされる。したがって、原告Aの後遺障害の程度を判断するに当たっては、現状と今後の症状の推移を含めた長期的展望によることが必要である。以上の諸事情を総合的に考慮すれば、原告Aの後遺障害は後遺障害等級表第3級に該当すると判断される。」というものである。

この点について、被告は、E鑑定は、原告Aの回復過程について何ら考察しておらず、かえって、OT報告書(乙31, 34, 112)、原告本人Cに対する尋問結果、原告Aの祖父F作成の経過表(甲11)、ビデオテープ(乙106, 108)等に照らし、原告Aの症状の改善は明らかであるから、E鑑定は信用できない、むしろ、医師G作成の意見書(乙109, 114、以下「G意見」という。)は、原告Aと同様の症例を比較した上、原告Aの後遺障害の程度を後遺障害等級表第5級と判定しており、これによるべきである、などと主張する。

しかしながら、上記の点については、被告が原告Aの回復過程として指摘するOT報告書は、それぞれ平成9年8月15日、平成10年1月20日及び同年6月20日に実施され、原告本人Cに対する尋問は、平成11年6月10日の本件第4回口頭弁論期日に実施され、F作成の経過表は、平成10年4月ころまでの原告Aの症状等が記載されたものである。他方、E鑑定人は、平成12年2月16日の本件第8回口頭弁論期日において、鑑定人として指定され、同年3月23日、宣誓書を提出した上、同年6月ころ、原告Aを診断し、各種検査を実施するなどして、同年8月25日、鑑定書を提出しており、上記各資料が収集された後に、改めて原告Aを実際に診断し、又は、原告Aに対する各種検査を施行し、これらを踏まえた上で、原告Aの後遺障害の程度を判断しているものであって、E鑑定が原告Aの回復過程を何ら考察していないとの指摘は当たらないというべきである。また、被告提出のビデオテープは、原告Aが単独で高等学校に通学している様子等がうかが

われるけれども，このことは，E 鑑定が，原告 A の神経学的身体障害として，軽度右不全片麻痺，右半身知覚障害及び輻輳障害が認められるとすることと必ずしも矛盾するものではなく，また，証拠（甲 68，70 ないし 82）を総合すると，高次脳機能障害は，事故等で脳に損傷を受けることにより，記憶障害や集中力の欠如等の症状を起こすものの，外見からは症状が分かりにくく，見た目では障害が分からない場合が多いことが認められ，これらの事実を照らして考えると，原告 A の登校時の様子等のみをもって，直ちに E 鑑定の基礎となる原告 A の臨床経過，原告 A の神経学的身体障害並びに高次脳機能及び精神的機能の各障害の現状，原告 A に対する各検査結果等の前部又は一部を排斥することは困難であるといわなければならない。さらに，上記の点については，G 意見は，原告 A と同様の症例を比較しているが，G 医師自身は，原告 A を実際に診断したわけではなく，上記同様の症例というのでも，問題となっている後遺障害等級は相当程度異なっており，具体的事実に基づいて両者を逐一比較したわけでもないのであるから，これを安易に採用することはできないというべきである。

したがって，被告の上記主張は採用できない。

エ 以上の検討によれば，E 鑑定の結果を排斥するに足りる程度の実事及び資料等も認められないから，これを採用するのが相当であり，以上の事実を前提に判断すべきものと思料するが，本件がいわゆる高次脳機能障害と疑われ，その後遺障害の認定を判断すべき事案に該当するものと思われるので，本件の特殊性にかんがみ，更に詳細にこの点について検討を加えることとする。

すなわち，自賠法施行令 2 条別表第 2 によれば，後遺障害等級第 3 級第 3 号は，「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，終身労務に服することができないもの」をいい，同第 5 級第 2 号は，「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し，特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」をいうとされ，具体的な適用に当たっては，たとえば，四肢の麻痺，感

覚異常，錐体外路症状及び失語・失認・失行等のいわゆる大脳巣症状，人格変化（感情鈍麻及び意欲減退等）若しくは記憶障害等の高度なもの，又は，麻痺の症状が軽度で身体的には能力が維持されていても，精神の障害のために常時付き添って指示を与えなければ，全く労務の遂行ができないような人格変化が認められた場合には，同第3級第3号に該当し，他方，神経系統の機能の障害による身体的能力の低下，又は精神機能の低下等のため，独力では一般平均人の4分の1程度の労働能力しか残されていない場合には，同第5級第2号に該当するものとされている。

従来，脳機能障害については，後遺障害の認定のためには，基本的に，局在損傷と呼ばれる器質的脳損傷が残存すると認められることが必要であり，CTやMRIといった画像所見で脳の損傷箇所が特定でき，医学的な側面からも，脳の器質的損傷の結果として脳機能障害が発現することが十分に証明できるため，その認定にはそれほどの問題が生じなかったといえる。

しかし，本件のように，必ずしも脳に明確な局在的損傷のあることが認め難いとしても，意識の回復過程ないしその後において事故後の被害者の認知能力や性格人格が事故前と比較して著しく変化し，通常の社会生活に適應できない障害を残す場合には，従来の後遺障害の認定では十分に対応できないという不都合を生じることもないではない。

そこで，交通事故等によって脳に対する強い外力が加わり，その結果，画像で脳の萎縮や脳室の拡大が認められるなど，頭部外傷によることが明らかで，受傷後の意識障害が一定期間継続し，意識回復後の認知障害と人格変化が顕著であって，これらの原因が脳外傷以外の他の疾患からは説明できないような，脳外傷による高次脳機能障害の等級に当たっては，従来認定基準に加えて，補足的に，たとえば，自宅周辺を一人で外出できるなど，日常生活範囲は自宅に限定されておらず，また，声掛けや介助がなくても日常の動作を行うことができるが，記憶や注意力，新しいことを学習する能力，障

害の自己認識，円滑な対人関係維持能力等に著しい障害があって，一般就労が全くできないか，あるいは困難なものについては，後遺障害等級第3級第3号に，他方，単純繰り返し作業等に限定すれば，一般就労も可能であるが，新しい作業を学習できなかつたり，環境が変わると作業を維持できなくなるなどの問題があるため，一般人と比較して作業能力が著しく制限されており，就労の維持には職場の理解と援助を欠かすことができないものについては，同第5級第2号に該当するものと考えるのが相当である。

本件においては，既に上記アで認定説示したとおり，原告Aは，受傷直後の意識レベルは，グラスゴー・コーマ・スケールで7点であったこと，本件事故から約2週間後に，ようやく自発的な開眼がみられたこと，び慢性軸索損傷と診断されたこと，様々な神経学的身体障害並びに高次脳機能及び精神的機能の各障害が残存すること，原告Aに対する脳波検査によれば，前頭葉の機能低下がみられ，MRスペクトロスコピーでは，両側の海馬領域のNA Aが低下していることが認められる上，亜急性期ないし慢性期のMRI所見によれば，脳萎縮は，大脳だけでなく，脳幹と小脳に及び，脳全体にわたっているが，とりわけ大脳前頭葉と大脳深部組織に顕著であることなどが認められ，これらの事実を総合考慮すると，原告Aの症状は脳外傷による高次脳機能障害に当たるものというべきである。そして，証拠（甲8ないし12，18，43，44，56ないし59，61，90，乙1ないし105，鑑定の結果）によれば，原告Aは，本件事故から約2年が経過した後においても，自分が言った内容や行った動作をすぐに忘れてたり，日時や場所が分からなくなったりすること，初めての物の使用方法等の理解力は極めて低いこと，単純な作業でも長時間の持続が困難で，複雑な行動や複数の行動の同時遂行は不可能であること，授業中に理由もなく急に外へ出たりするなど，環境の中における自己の存在を十分に認識できず，新しい環境の中に入った時や環境が変化した時にこれらに対応することができないこと，家庭や学校での日常

生活でストレスが負荷されると、すぐに怒ったりすること、会話中に自分の考えと異なった展開になった時や、通常の会話中に、すぐに興奮し、怒り、これが発展して相手を殴ったり、壁を叩いたりすること、自分が物を忘れても、他人が盗んだり隠したりしたというように絶えず被害妄想的な発想を行うこと、思考・行動でストレスが負荷されると、それ以上は行おうとせず、消極的思考や態度をとること、自己中心的で、自己の主張以外のものを認めようとしないこと、高等学校在学中の学業能力について、一般の高校3年生の4分の1のレベルに達していないと評価されていたこと、以上の事実が認められる。これらの事実にかんがみると、原告Aは、少なくとも知的産業への就労はまず不可能であり、また、軽微な非知的産業への就労は全く不可能ではないけれども、記憶や注意力、新しいことを学習する能力、障害の自己認識、円滑な対人関係維持能力等に著しい障害があって、日常の学校生活や家庭生活ですら注意の目が離せない状況にあり、社会生活への不適合性や集団生活での監視の必要性等に照らし、終身にわたって継続的かつ安定して就労することは困難といわざるを得ない。これに加えて、脳萎縮の現状と今後の見通しを併せ考えると、原告Aについては、記憶や注意力、新しいことを学習する能力、障害の自己認識、円滑な対人関係維持能力等に著しい障害があって、一般就労が困難な部類に属するものと考えられる。

したがって、原告Aの後遺障害は、後遺障害等級表第3級3号に該当するものと解するのが相当である。

2 争点(2)(原告らの損害額)について

ア 原告Aの損害額

(ア) 入院雑費 13万2600円

1日につき1300円とし、102日間を認める。

(計算式)

$$1,300 \times 102 = 132,600$$

(イ) 入院中の付添費 61万2000円

証拠(甲11, 原告本人B, 同C)によれば, 医師による書面の指示があったわけではないけれども, 医師から口頭で近親者の付添いを示唆されたこと, 原告Aは, 当初, 意識不明の重体に陥り, その後も, 著明な知能低下等により重篤な後遺症を残し, 日常生活動作の相当程度に介護を必要としたことが認められ, これらの事実にかんがみ, 1日につき6000円とし, 102日間を認める。

(計算式)

$$6,000 \times 102 = 612,000$$

(ウ) 通院通学中の付添費 54万0000円

証拠(甲11, 原告本人B, 同C)によれば, 原告Aは, 著明な知能低下等により, 単独で通院通学するのが著しく困難であったこと, そのため, 原告C及び原告Aの祖父らが平成9年9月から平成10年3月までは中学校へ, 同年4月から同年7月までは高等学校への通学に付き添っていたことが認められ, これらの事実にかんがみ, 1日につき3000円とし, 180日間を認める。

(計算式)

$$3,000 \times 180 = 540,000$$

(エ) 通院費 0円

本件全証拠によっても, 原告Aの1日当たりの通院費の額を確定することができない。

(オ) 家庭教師代 30万5520円

証拠(甲24, 26, 原告本人C)によれば, 原告Aは, 著明な知能低下等により, 家庭教師による補習を受けなければ, 高等学校の進級に際し, 留年の可能性も相当程度あること, 家庭教師代として30万5520円の支出がなされたことが認められる。

(カ) 学費等 100万0000円

証拠(甲20ないし23, 45, 46, 50, 原告本人B, 同C)によれば, 原告Aは, 本件事故により, 本来, 高等学校への進学が困難であったところ, 知人の紹介で現在の学校へ入学することができたこと, 学費等として218万6115円の支出がなされたことが認められるけれども, 他方, 一般の高等学校への進学にも, 相当程度の支出が見込まれることにかんがみ, 100万円の限度で認める。

(キ) 諸雑費 213万5910円

証拠(甲30, 31, 36, 40, 47, 48, 51, 原告本人B, 同C)によれば, 原告Aは, 本件事故により, 付添人の駐車料金として3万円, 付添人の付添交通費として4万4350円, 電話代として5800円, 治療費の立替分として5万6080円のほか, 治療費として被告が自認する199万9680円の合計213万5910円の損害が発生したことが認められる。

なお, 全体の費用30万円は, 医師が療養上必要と認めた場合ではないので, これを認めない。また, 自転車の破損3万円は, 本件全証拠によってもその額を確定することができない。

(ク) 症状固定後の治療費 0円

本件全証拠によっても, 医師が療養上必要と認めたことや, 治療しなければより悪化する場合でその支出が相当なときに該当することを認めるに足りない。

(ケ) 治療中の慰謝料 200万0000円

原告Aの入院日数は102日であり, 症状固定日までの通院期間は312日(実通院日数17日)であること, 原告Aは, 本件事故直後, 意識不明の重体にあったことなどにかんがみ, 原告Aの入通院慰謝料として200万円を認めるのが相当である。

(コ) 後遺障害慰謝料 1800万0000円

原告Aの後遺障害の程度,とりわけ原告Aは,本件事故により,脳挫傷,びまん性軸索損傷の後遺症を負い,小学校高学年程度の知能になったこと,その他諸般の事情を勘案し,原告Aの後遺症慰謝料として1800万円を認めるのが相当である。

(サ) 後遺障害による逸失利益 8941万0136円

証拠(甲8ないし12,原告本人B,同C)及び弁論の全趣旨によれば,原告Aは,本件事故当時,15歳の健康な男性で,中学3年生であり,平成10年6月23日の症状固定時,16歳であったことが認められる。

したがって,原告Aの後遺症による逸失利益については,基礎収入を平成10年の男子の全年齢平均賃金である569万6800円とし,これに,労働能力喪失率の100%,及び,15歳ないし67歳の52年の労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数である18.4180から15歳ないし18歳の3年の就学期間に対応するライプニッツ係数である2.7232を差し引いた15.6948を乗じて算定する。

(計算式)

$$5,696,800 \times 1.00 \times 15.6948 = 89,410,136$$

(シ) 将来の介護料 0円

証拠(乙106,108,原告本人C)及び弁論の全趣旨によれば,原告Aは,本件事故後から症状固定日の前後にかけて,通院通学に近親者の付添いを必要としていたが,徐々に,その必要性がなくなり,高等学校在学中には,一応,一人で通学等を行うことが可能な状態になっていることが認められ,これらの症状の程度にかんがみ,医師の指示も特段うかがわれないので,将来の介護料は,これを認めないこととする。

イ 原告B及び原告Cの損害額

慰謝料 各100万0000円

原告B及び原告Cは、これまで原告Aを養育し、その成長を楽しみにしていたが、本件事故により、原告Aは、脳挫傷、びまん性軸索損傷の後遺症を負い、知能低下等が著明な状態になったため、原告Aの将来に不安を抱くことなどを総合考慮し、原告B及び原告Cの慰謝料として各100万円を認めるのが相当である。

3 争点(3) (過失相殺の当否及び程度) について

ア 上記争いのない事実等に、証拠(甲1, 4, 被告本人)及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

(ア) 本件事故現場は、岡山県倉敷市g h番地i先市道上(以下「本件交差点」という。)であり、その付近の概況は別紙図面のとおりである。

本件交差点は、概ね東西方向に走る片側一車線の直線道路と南北方向に走る直線道路が交わり、信号機による交通整理は行われていない。

東西方向の道路は、中央分離帯はないが、中央線が波線で引かれており、本件交差点の中まで中央線が設けられ、歩車道の区別がある。片側車線の幅員は車道が約3.2メートル、路側帯が約0.8メートルの合計約4メートルであり、制限速度は時速60キロメートルに規制されている。他方、南北方向の道路は、歩車道及び車線の区別がなく、幅員が約4.2メートルである。

本件交差点の西方約192メートル先には、信号機による交通整理が行われている交差点がある。

本件事故当時の天候は晴れで、路面は乾燥していた。

東西方向の道路を東から走行してきた場合、道路の南側には縁石で仕切られた歩道があるところ、この歩道の車道寄りに幅約1メートル、高さ約0.8メートルの植え込みがあり、この植え込みの中に高さ約2メートル以上の植木が等間隔に植えられているため、本件交差点付近における左方の見通しはやや悪い。また、南北方向の道路を南から走行してき

た場合、本件交差点付近における右方の見通しもやや悪い。

(イ) 被告は、平成9年5月6日午後5時40分ころ、被告車両を運転し、概ね東西方向に走る片側一車線の道路を東から西へ向かって、時速約50キロメートルないし55キロメートルで走行し、別紙図面 地点において、本件交差点の西方約192メートル先にある信号機による交通整理の行われている交差点を数秒眺め、 地点において、その信号機を数秒望見し、本件交差点に差し掛かったところ、 地点において、南北方向に走る道路を南から北へ向かって本件交差点に進入してきた<A>地点の原告A車両に気づき、急ブレーキをかけたが間に合わず、 地点に来た時、<x>地点において、地点の原告A車両と衝突し、被告車両は、停地点で停止した。

なお、原告A車両が、本件交差点に進入するに先立ち、右方の安全確認を十分にしたことを認めるに足りる証拠はない。

イ 上記認定の事実によれば、本件事故は、信号機により交通整理の行われていない交差点において、被告車両が優先道路を直進し、原告A車両が交差道路を直進してきた結果、出会い頭に衝突したものであるが、被告は、道路交通法42条1号により、徐行義務はないものの、同法36条4項に基づく注意義務は要求されていることなどにかんがみると、本件交差点を通行する車両等に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、日中に、見通しの良い直線道路において、約200メートル前方の交差点を数秒にわたり望見し、漫然と被告車両を運転したものであり、著しい前方不注視が認められること、しかし、他方、原告Aも、優先道路を横断するに際し、右方の安全確認を十分にすべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠り、漫然と本件交差点に進入したものであることなどにかんがみると、原告らに生じた損害のすべてを被告の負担とするのは公平に失するといわざるを得ない。

よって、本件においては、上記認定に係る一切の事情を斟酌し、4割の過失相殺を行うのが相当である。

4 損害額（過失相殺後）

以上掲げた原告Aの損害額の合計は、1億1413万6166円であり、原告B及び原告Cの損害額の合計は、各100万円であるところ、前示の次第でその4割を控除すると（なお、原告B及び原告Cについては、被害者側の過失として各斟酌する。）、それぞれ6848万1700円、各60万円となる。

5 損益相殺

原告Aは、本件事故に関し、被告の保険会社から、199万9680円、被告から、70万円の合計269万9680円の支払を受けたので、これを原告Aの損害額から控除すると、6578万2020円となる。

6 弁護士費用

本件事故の態様、本件の審理経過、認容額等に照らし、被告に負担させるべき弁護士費用は、原告Aにつき600万円を、原告B及び原告Cについて各10万円を認めるのが相当である。

7 まとめ

よって、原告Aの損害賠償請求権の元本金額は、7178万2020円となり、原告B及び原告Cの元本金額は、各70万円となる。

8 結論

以上によれば、原告らの本件請求は、原告Aにつき7178万2020円、原告B及び原告Cについて各70万円並びにこれらに対する本件事故日である平成9年5月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるので、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所倉敷支部

裁 判 官 中 川 博 文

(別紙図面添付省略)